

財務省告示第二百十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年六月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十年七月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百六十九回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非

| 十 十 | | 九 八 | | 七 | | 八 | | 口 | | | | | | | | | |
|-------|---------------------|-------|-----|---------------------|-------------------------------|---------------------|-----------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------|---------|
| イ 一 | | 振 額 最 | | 口 | | イ 払 | | 口 | | | | | | | | | |
| 価 発 | | 替 単 位 | | 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 | | 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 | | 札 非 | | | | | | | | | |
| 格 行 行 | | 額 面 金 | | 入 札 発 競 入 | | 入 札 発 競 入 | | 発 競 入 | | | | | | | | | |
| 争 格 日 | | 金 | | 発 競 加 場 | | 発 競 加 場 | | 行 争 入 | | | | | | | | | |
| 額 | 平 成 二 十 年 六 月 十 六 日 | す 〃 | の 〃 | 五 万 円 | 九 千 百 十 五 億 九 千 八 百 七 十 四 万 円 | 二 百 五 十 一 億 円 | 一 兆 七 千 六 百 二 十 二 億 八 千 四 百 | 付 国 債 一 十 一 億 円 | 一 項 規 定 基 づ ぎ 発 行 し た 利 | 行 成 二 十 年 度 基 づ ぎ 発 行 し た 利 | 平 成 二 十 年 度 基 づ ぎ 発 行 し た 利 | 付 国 債 七 千 二 百 万 円 | 一 項 規 定 基 づ ぎ 発 行 し た 利 | 行 成 二 十 年 度 基 づ ぎ 発 行 し た 利 | 平 成 二 十 年 度 基 づ ぎ 発 行 し た 利 | 札 発 行 入 | 非 競 争 入 |

口

十
三
二

入札発行
非競争入
札発行及
び国債市
場特別参
加者・第
競争非入
発行争札
利率

十八銭以上のそれぞれの応募価
格
十額
九面金額百円につき九十九円九
厘

年〇・九パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算式
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税

十四 初期利子

の税率を乗じた金額を控除
することができ。平成二十
年十二月十五日を支払
期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号におい
て規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月十五日及び十二月
十五日を支払期とし、各支払
期において、その日以前六月
間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十二年六月十五日
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十年六月十六日